

！偽造・盗難キャッシュカード被害に対する補償について

平成18年2月10日から「預金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）」が施行されました。

偽造・盗難カード被害にあわれた個人のお客さまには、キャッシュカード盗難保険規定にもとづいた対応を行っております。

■補償を受けるための条件

- ◇ カードの盗難等がわかったら、速やかに金融機関に通知していただくこと
- ◇ 当行の調査（事情、状況等）に対し、十分な説明を行っていただくこと
- ◇ 警察に被害届をご提出いただくこと

■補償の対象期間

補償対象期間は、被害を金融機関に通知した日から遡って30日までです。ただし、カードの盗難等から2年を経過する日後に通知をいただいた場合には適用されません。

■ご本人の過失・重大な過失について

お客さまに「重大な過失」および「過失」があった場合は、補償対象外または補償減額となることがあります。

《重大な過失》

1. 他人に暗証番号を知らせた場合
2. 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
3. 他人にキャッシュカードを渡した場合
4. 上記の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

《過失》

1. 次の（1）または（2）に該当する場合
 - （1）金融機関から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - （2）暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

2. 次の（１）のいずれかに該当し、かつ（２）のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生した場合

（１）暗証番号の管理

- ① 金融機関から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーを暗証番号にしていた場合
- ② 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合

（２）キャッシュカードの管理

- ① キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
- ② 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

3. その他（１）、（２）と同程度の注意義務違反があると認められる場合

■重大な過失以外にも補償されないケース

- ◇ 盗難カードを使用した不正な払戻しではないこと
- ◇ 預金者の故意により、不正な払戻しが行われたこと
- ◇ 配偶者、２親等内の親族、同居の親族、その他同居人、家事使用人によって払戻され、金融機関に過失がないこと
- ◇ 金融機関に対する説明で、重要事項について偽りの説明を行い、金融機関に過失がないこと
- ◇ カード等の盗難が戦争や暴動など著しい社会秩序の混乱に乗じ、または付随して行われたこと

■対象にならないカード

- ◇ 原則、「当座貸越契約」に基づき発行された「カードローン」による被害
- ◇ 「法人カード」による被害
- ◇ 「デビットカード取引」による被害
- ◇ 紛失したカードによる被害

！お客様へのお願い

キャッシュカードと暗証番号は厳重に管理し、特に以下の事項については遵守くださいますようお願い申し上げます。

また、暗証番号は定期的に変更されることをお奨めいたします。当行の ATM、または郵送による手続（コールセンター受付）で変更できます。

- ◇ キャッシュカードの暗証番号を例えば生年月日、自宅住所・地番・電話番号、勤務先電話番号、自動車のナンバーなど、お客さま以外の方も知りえる番号にすることは絶対に行わないでください。
- ◇ キャッシュカードを自動車内などへの放置、あるいは酔ていなどにより、他人に容易に奪われる状況におくことは絶対に行わないでください。
- ◇ キャッシュカードを他人に渡すこと、暗証番号を他人に知らせること、暗証番号をキャッシュカード上に書いたりすることは絶対に行わないでください。
- ◇ 暗証番号をメモなどに書き記し、キャッシュカードとともに保管・携行したりすることは絶対に行わないでください。
- ◇ キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックスなどの他の暗証番号として使用することは絶対に行わないでください。

キャッシュカードが手元から無くなったり、身に覚えのない取引があるなど、被害の可能性のある場合には、すみやかにご連絡ください。口座の利用停止措置をいたします。

また、銀行員、銀行協会職員、警察官等が、店頭以外の場所や電話で暗証番号をお尋ねすることはありませんのでご注意ください。